

平成 31 年度 年度計画

国立大学法人浜松医科大学

平成 31 年 3 月 29 日

平成31年度 国立大学法人浜松医科大学 年度計画

(注) □内は中期計画、「・」は年度計画を示す。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

【1】光医学の素養を持った医療人を輩出するため、医学科学士課程教育において、光医学に関する内容を授業科目に導入する。

具体的には、平成30年度から基礎医学分野、平成31年度からは臨床医学分野において、光に関する知識や技術を修得できるカリキュラムを取り入れる。

大学院博士課程教育においては、光医学研究のリーダーを養成するため、企業や産業界からも講師を招へいし、授業内容を充実させる。

将来的に大学や医療の現場において研究開発の指導ができる光医学研究のリーダーとなる人材を6年間で10名以上輩出する。

・【1-1】【学士課程】

基礎医学分野において、光医学関連授業のアクティブラーニング実施時間の割合を50%以上とするためシラバスへの正確な記載を促進するとともに、臨床医学分野においては「光医学の基礎と臨床応用」を新たに開講する。

【大学院博士課程】

光医学関連大学院課程の教育体制について、光先端医学教育研究センターを中心として教育体制の充実を図る。

【大学院博士後期課程】

平成30年度に我が国で初めて開設した光医工学共同専攻において、光医工学分野の指導的役割を担う高度専門人材を育成する。

【2】キャリア形成に必要な「プロフェッショナリズム教育」に関する授業の充実を図るため、国際的に求められている教育内容を取り込んでいく。

- ・【2-1】プロフェッショナリズムの学修方法として「significant event analysis (SEA)」をより積極的に取り入れるために、学修シナリオを学生に作成させる授業など対応する授業数を増やす。

【3】新たなカリキュラムについて学生と教員の双方が俯瞰でき、認識を共有できるようにするため、平成30年3月までにカリキュラムマップを策定するとともに、科目ナンバリングを完了させ、以後はPDCAサイクルの中で質保証を継続する。

- ・【3-1】臨床実習における各診療科の実習実施項目の精査を行い、教学PDCAサイクルを循環させて継続的に教育の質の保証を図る。

【4】学修成果の可視化等を一層推進するため、平成30年3月までに、次のことを実施する。

①成績評価基準の見直し

②Grade Point Class Average (GPC) を活用した成績評価適正化のための体制構築と運用

③シラバス作成ガイドライン（仮称）の策定と確認体制の構築並びに運用

また、教育の質保証を行う観点から、授業アンケートの実施と、アンケート結果を利用したPDCAに継続して取り組む。

- ・【4-1】(1)シラバス作成ガイドラインに基づいて検証された各教科のシラバスをベースに、シラバスの改定を実施する。
(2)教育課題検討WGで評価のばらつきを補正するための成績評価適正化について検討する。

【5】地域保健医療に貢献する医療人を育成するため、看護学科の実施組織が中心となって、引き続き産業保健・産業看護の教育を高い水準で維持するとともに、在宅看護の地域保健医療に関する教育内容を段階的に充実させる。

- ・【5-1】産業看護学分野において、前年度に導入した「ヘルスプロモーションのための職場アセスメントモデル」の実習評価等を行うとともに、産業看護実習課題レポートの達成目標の明確化と評価の厳密化を図るため、ルーブリックを活用したレポート作成を導入する。
また、在宅看護学分野において、実習の継続訪問を実施し、単独訪問で重要となるフィジカルアセスメント能力の向上を図る。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【6】医学教育推進センターをはじめ、教育組織を全体的に見直し、的確に教学マネジメントを行える体制に再編する。

- ・【6-1】カリキュラム委員会において教学PDCAサイクルを循環させ、教育講師を積極的に参画させて、教育の質向上を図る。

【7】学部で教育を行う全専任教員を対象として、教育技術向上や認識共有のためのFaculty Development (FD) を実施し、毎年度、全専任教員の参加を原則としつつ、少なくとも80%以上の者を参加させる。また、新規採用教員は採用年度にFD参加を義務付ける。

- ・【7-1】教育技術向上や認識共有のために教員のFD活動を継続的に実施し、e-learningを含めて専任教員の80%以上を参加させる。

【8】アクティブラーニングの推進及び学生の主体的で深い学修を誘発し、能力向上に資することのできる学内施設・設備を充実させる。

そのため、図書館に学生用 PC を増設し e-learning をさらに活用させるとともに、静謐な環境下に個人学習用の閲覧席を現状より約 50% (40 席) 増加させ、個人所有の PC やタブレットを活用する Bring Your Own Device (BYOD) を導入する。

- ・【8-1】学生の主体的で深い学修を支援するために、学修リソースを含めた学修環境の充実にを図る。

（3）学生への支援に関する目標を達成するための措置

【9】学生の生活支援を強化するため、既設の「学生の声・投書箱」への意見や学生団体等からの要望について、学生・教職員の代表（各数名）が一堂に会して意見交換をしながらより良い解決方法を導き出す取組など、学生のニーズを適切に反映させた支援を実現するための取組を新たに開始する。

- ・【9-1】学生と教職員が意見交換する場を年3回設け、学生と教職員が共に考え解決方法を導き出す取組を実施するとともに、学生委員会に学生が参加することで、学生生活支援体制を共に考えていく取組を実現する。

（4）入学者選抜に関する目標を達成するための措置

【10】地域医療に意欲を持ち、自立性のある優秀な人材を確保するため、平成28年度までにアドミッション・ポリシーについて必要な見直しを行った上で、能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価・判定する入学者選抜方法について検討するワーキング・グループを設置し、平成32年度までに新たな個別選抜方法を導入する。

- ・【10-1】「大学入学共通テスト」の対応を検討するとともに、医学科・看護学科において、アドミッション・ポリシーに基づいた多面的・総合的な入学者選抜方法の見直しを引き続き実施する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

（1）研究水準及び研究等の成果に関する目標を達成するための措置

【11】医学・医療分野全般において、光技術や他の多様な原理を活用した非侵襲イメージング装置の開発や、分子、細胞、組織、個体レベルでの生体情報の詳細なイメージングを目指す研究をさらに推進するため、資源配分の組み替えを行う。既に開発したヒト頭部専用高機能 PET 装置等の研究実績を活かして、従来と異なる概念の技術や装置の開発に取り組む。PET-光 CT 装置、光と超音波を活用した甲状腺のイメージング装置、テラヘルツ波による組織イメージング装置等を5件以上実用化する。

（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【11-1】光技術をはじめとする多様な技術を活用し、新規イメージング法の創出と実用化に

に向けた研究開発を推進する。

【12】これまで培ってきた光の基礎的分野における人材育成プログラムを発展させ、大学院生、卒後医師、企業人向けに光医学専門コースを開講し、可視光、赤外光、PET、質量分析等の医療分野への新たな活用法を創出できる光医学・医療のリーダーとなる研究者、技術者を養成する。

- ・【12-1】光先端医学教育研究センターを中心に、光医学に関する各種講習会及び講義を継続して開催するとともに、光医工学共同専攻において光医工学の博士課程の大学院生を受け入れ、光医学・医療のリーダーとして養成する。

【13】第2期までに達成した、昆虫個体を生きたまま電子顕微鏡観察できるナノスーツの技術開発、こころの研究の実績をさらに発展させ、ヒトの細胞や組織を固定することなく、細胞内の生命活動まで生きたまま電子顕微鏡で観察する技術の開発、蓄積されたデータに基づく小児の問題行動の解明、自閉症脳 of 総括的病態解明、統合失調症等のこころの病の予防医療や先制医療の開拓を行うとともに、広く疾患の発症機構と病態の解明及びそれを基盤とした新たな診断・治療に関する基礎研究・予防医学的臨床研究を行い、第2期までの光医学以外の共同研究の件数（年間22件）を上回る。

- ・【13-1】ナノスーツ開発研究部を中心に学内外共同研究を実施し、ナノスーツ法による生体微粒子の計測技術の応用範囲を拡大させるために企業との共同研究を発展させる。さらに、バイオミメティクス研究を推進し、医療応用を視野に入れた社会実装を行う。こころの研究をさらに推進するとともに、PET等のイメージング技術を用いて、種々の疾患の発症機序と病態の解明、診断・治療に関する基礎研究や臨床研究を行う。また、遺伝子解析・ゲノム解析による疾患と原因遺伝子の関連を明らかにする。

（2）研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

【14】平成27年度に設置した光先端医学教育研究センターの機能を横断的に活用し、産学官の共同研究に係るマネジメント及びコーディネート機能を強化して、第2期までの共同研究機関数や光医学に関連する共同研究の件数（年間25件）を上回る。さらに、研究支援機能の格段の強化を図るために共同利用機器の取扱いを熟知し、研究者に指導・助言を行うとともに、研究立案にも関われる新たな技術職員の職位を設け、次世代シーケンサー等を担当する職員として雇用する。

（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【14-1】新たに設置する産学連携・知財活用推進センターと光先端医学教育研究センター先進機器共用推進部の連携により、地域の特性を生かした産学官の共同研究・共同開発を推進する。さらに、先進機器共用推進部の研究支援機能のさらなる強化を図るために、平成29年度に採用したURTを有効に活用し、それぞれの専門分野の研究の推

進を図るとともに、最新の共同利用機器を新規設置または更新する。

【15】光技術、イメージング技術、遺伝子及びオミックス等の新たな研究分野や研究室横断で進める共同研究及び若手研究者による斬新で意欲的な研究提案に対して、学長主導による研究費支援を行う。この支援を外部競争的資金の獲得に結びつけて、さらなる研究の発展を促す。外部競争的資金の獲得については、第2期から高い水準であった獲得件数を維持する。

- ・【15-1】新たな研究分野の創出、学内の研究室横断で進める共同研究を推進するとともに、若手研究者及び大学院生の意欲的研究及び大学発ベンチャーの設立を目指す活動を支援する。

【16】シーズ発掘のための研究室ラウンドを継続し、研究者の知財との関わり方セミナーを発展的に開講して、技術移転機能を強化する。

- ・【16-1】新たな知財シーズ発掘のために研究室ラウンドを継続するとともに、特許出願等が有望なシーズに対して研究費獲得の支援を行い、知財活用のためのライセンス活動を行う。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【17】職員及び学生の産学官金連携への意識を高め、ものづくりを推進する人材確保と育成のために、産業界・金融界との意見交換会や産学連携セミナーを毎年5回以上開催する。

- ・【17-1】職員及び学生と産業界・金融界との意見交換会や産学連携セミナーを5回以上開催し、企業と連携したものづくりを推進するとともに、研究成果の実用化に向けて取り組む人材を育成する。

【18】産学連携活動とその成果をセミナーや展示会を通して学内外に周知させ、「産」「学」「官」「金」の情報共有が可能な連携体制を継続し、さらに「産」「官」「金」から人材の派遣を受け、医工連携のワンストップ窓口（そこへ来れば医工連携の情報共有ができ産学官金の連携による研究開発が推進できる窓口）としての機能を強化する。

- ・【18-1】新たに設置する産学連携・知財活用推進センターを核とした地域のニーズに対応できる総合型地域ワンストップ窓口の体制を整備し、医療機器等の開発、実用化を進めるとともに、セミナーや展示会を通して産学連携の成果を学内外に周知する。

【19】市民を対象とした医学・医療に関する公開講座を継続して実施する。また、無料講座の新設や聴講できる地域の拡大など、公開講座の実施体制を見直す。

- ・【19-1】無料公開講座を継続して開催するとともに、ホームページ掲載や新聞広告等の様々な媒体を利用して情報発信する。

【20】 基幹大学との密接な協力のもと、医学・心理学等の既存の学問領域を超えた「子どもの心と脳発達学」に関わる新たな研究領域を開拓し、学校現場における子どもの心身の諸問題の科学的調査、各種研修会・講演会開催など、教育現場に資する研究活動を通して社会に貢献する。

- ・ 【20-1】 浜松母と子の出生コホートの運営を継続し、臍帯血など生物検体の解析にも取り組み、子どもの精神健康に影響を及ぼす遺伝的及び環境要因の特定を図る。さらに、文部科学省委託事業「子どもみんなプロジェクト」に関わる学校調査の成果をまとめる。また、発達障害に関わる神経基盤の特定や、認知統合処理機能の発達の軌跡などの解明のため脳画像研究を推進し、これらの活動の成果を一般講演会などを介して地域社会に還元する。

【21】 本学を卒業した若手地域医療従事者に対する研究支援を継続し、附属図書館利用サービス（24 時間利用、図書貸出等）の広報に努め、情報及び文献の提供を引き続き行うことで地域医療の向上を支援する。また、第 2 期に引き続いて、近隣医療機関の図書室職員の資質向上を支援することを目的とし、静岡県医療機関図書室連絡会研修会を開催して、各医療機関の医療従事者に対し的確に資料・情報を提供する。

- ・ 【21-1】 附属図書館が開催する講習会やイベントへの参加を近隣の医療従事者に呼びかけ、附属図書館の利用を促し地域医療の向上を支援するとともに、資料・情報の提供においては医療従事者以外にも対象を拡大し、更なる地域貢献を図る。また、近隣医療機関図書室関係者を対象に研修会を開催し、質向上を支援する。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

【22】 海外の医療機関等での臨床実習を促進するため、新たに医学英語を導入するとともに、先輩の体験談や留学の成果を聞くことができる機会を設け、平成 27 年度に比べ海外での臨床実習数を 6 年間で 20%増やす。

- ・ 【22-1】 海外臨床実習を志向する学生の動機付けを図るため、海外留学を経験した学生による報告会の実施及びその内容をホームページに掲載するとともに、学生の参考になる情報（協定校の宿舍や交通）の収集・提供を行う。また、留学生と教職員及び学生の交流の場を継続して設ける。

【23】 研究成果の海外への発信を支援するとともに、海外の組織との交流を推進し、特別聴講生の受入や海外での臨床実習等諸外国の大学と学術、教育交流の機会を増やす。国際的な異分野融合を推進し光医学を発展させるため、地域の大学・企業と連携して光・電子工学に優れた医工学領域の国際的研究者の講演会を開催する。

- ・【23-1】研究成果の海外発信を支援し、諸外国の大学と国内外での学術、教育交流の機会を増やす。
また、地域の大学・企業と連携して光・電子工学に優れた医工学領域の国際的研究者の講演会を開催する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

【24】 地域医療における高度急性期病院の中核的役割を担うため、医療の専門性を高め、連携パスを含めた地域医療機関との連携体制を強化し、また、救急や災害医療など地域のニーズに対応した質の高い医療を提供できる体制を整備する。

- ・【24-1】 (1) 地域の高度急性期病院として地域がん診療連携拠点病院（高度型）及び救命救急センターの指定に向けた整備を行うとともに、地域連携を強化し、がん診療連携、肝疾患、難病医療及び原子力災害拠点病院等として地域医療機関を支援する。
(2) 従来の開業医を中心とするシステムでは維持できなくなった小児一次医療並びに夜間診療体制において、本院及び浜松医療センターが中心となり地域の小児医療を支える。

【25】 高度な医療を提供するため、診療体制、医療機器等の整備を計画的に進め、患者の意思を尊重した安心・安全で低侵襲の医療の提供を実践する。

- ・【25-1】 (1) 高度先進医療・低侵襲医療を継続的に推進するため、医療機能強化棟の設置に向けメディカルスタッフ及び医療設備等を計画的に配置し、放射線治療、周産母子センター等の医療機能強化を図る。
(2) 病院情報システムの運用状況を確認し、医師及び患者の利便性向上に寄与しているか検証を行う。

【26】 患者第一主義の医療の実践のため、引き続き医療安全体制・感染対策を維持し検証を行いながら、安全管理体制を強化する。

- ・【26-1】 (1) 処置、検査を行う際の鎮静についてのマニュアルの見直しを継続して行う。
(2) 院内感染制御・抗菌薬適正使用支援システムの円滑な導入と運用を進めるとともに、地域医療機関と連携した感染対策及び抗菌薬適正使用の取組を進める。
(3) 患者満足度調査を実施し、患者ニーズに対応した改善を行う。

【27】 グローバルスタンダードに準拠した新しいカリキュラムによる臨床実習から卒後の初期研修と平成 29 年度から開始される新しい専門医制度までの各研修が有機的に連携するプログラムを構築し、高度で先進的な医療を担う専門医を育成する。

- ・【27-1】 (1) 2020年度研修より適用される医師臨床研修制度の見直しに対応した臨床研修プログラムの実施に向け、研修体制を整備する。
(2) 安定した研修医数を確保するために本院プログラムの魅力を積極的に広報するとともに、研修医用宿舎を整備して居住環境の充実を図る。

【28】医療の質の向上のためメディカルスタッフの研修・教育を実施・支援し、看護師及び技師の専門認定資格の取得を拡充する。

- ・【28-1】(1) 特定看護師研修機関として看護師特定行為研修センターを設置し、質の高い看護師の育成を図る。
(2) 患者に提供する医療とサービス改善のため、メディカルスタッフ及び事務職員のスキルアップの研修・資格取得を支援する。

【29】臨床研究ネットワーク「とおとうみ臨床試験ネットワーク」を活用し、治験件数を増やすため、地域基幹病院として臨床研究の支援・管理機能を強化する。また、シーズ開発や先進医療の獲得のための支援を行う体制を強化する。

- ・【29-1】(1) 新規治験を20件以上獲得する。
(2) とおとうみ臨床試験ネットワーク (NW) 加入施設の研究者 (等) の教育の標準化を図り、NW加入施設において本学で実施する講習会と同等の講習会を実施し、特定臨床研究実施のSOPの作成率の向上を目指すとともに教育の質の標準化を図る。
(3) 特定臨床研究支援に係るプロジェクトマネジメント (研究計画書等作成支援等)、CRC支援、モニタリング支援を各5件以上実施する。
(4) ARO機能の活用において、経費の受益者負担をさらに進める。(費用負担件数5件以上)
(5) 研究者自らによるモニタリングの実施支援として倫理指針で実施される研究において、モニタリングを5件以上支援する。
(6) 臨床研究講習会の質の向上として、学内外研究者向けの講習会において、名古屋大学等で実施された教育資料を活用し、質の向上を図るとともに、前年度同様に初回受講者向け2回、継続受講者向け10回の実施を維持する。またモニター講習会については新規モニター講習1回、継続講習2回の実施を行う。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

【30】経営情報を活用した戦略的な運営を実現するため、7企画室の機能、役割を見直し、組織を再編し、機能強化に向けた体制を構築する。また、本学の適正な管理運営を維持するため、監事の業務を引き続き支援する。

- ・【30-1】新たな業務も含めて新組織の役割を検証し、必要に応じて組織の見直しを行う。

【31】学長のリーダーシップの下、重点施策実現のための戦略的経費を毎年度予算における業務費の1%以上を確保し、その経費により必要な設備と人材を確保して機能強化を推進する。また、学生の奨学金や教育、研究設備等の充実を図るため基金を創設し、基金を管理する体制を構築する。

- ・【31-1】学長裁量経費3.0億円を確保して、教育・研究・診療の環境整備を行い機能強化を推進する。

【32】組織の活性化を図るため、人事給与制度の弾力化としてインセンティブの付与を前提とした業績評価体制の構築及びクロスアポイントメント制度の適用を開始するとともに、平成 32 年度までに承継職員である教員への年俸制の導入率を 13%以上とする。

- ・【32-1】人事マネジメント改革に対応した多様性・流動性のある人事計画を策定し、人事給与マネジメント改革を推進する。

【33】保育所の機能拡充をはじめ、福利厚生の実施を図ることにより、男女共同参画を推進し、平成 32 年度までに教員の女性比率を 20%以上とし、管理職の女性比率は 15%以上を維持する。

- ・【33-1】男女共同参画の実施を図るため昨年度実施したアンケート調査を分析し、職員のニーズにあった福利厚生の実施を図るとともに、女性の管理職登用の機会を拡大させるために組織体制の見直しを行う。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【34】本学の特色、強みである光技術を応用した教育研究を推進するため平成 27 年度に再編、強化した光先端医学教育研究センター及び医学教育推進センターの組織を検証し、横断的な研究、異なる分野間の融合による研究開発及び光医学の実践教育を賦活させる。

- ・【34-1】本学の産学官連携、知財活用の機能強化を図るために、組織を再編し、新たに設置する産学連携・知財活用推進センターにおいて産学官連携、知財活用機能を一元的に運用する。

【35】地域でのプライマリーケアができる医師の養成と確保をするため自治体と連携して医学部低学年、高学年、初期研修、専門研修、大学院までの一貫した教育研究体制を整備するとともに、地域で学生が臨床実習できるよう、学生のための宿泊施設を平成 31 年度までに確保し、日本の総合診療医養成モデルを構築する。

- ・【35-1】2020年 1 月からの実習開始に向けて宿泊先の環境を整備し、家庭医療センターにおける総合診療医養成体制を充実させるとともに、医師不足地域での総合診療医実習を開始する。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【36】事務処理の効率化・合理化をするため、事務の処理方法等について業務手順書を新たに作成するとともに、意思決定プロセスを検証し、改善する。また、より能動的な思考を持ち、コミュニケーション能力を兼ね備えた職員を養成するため企画力・プレゼン力等の研修を年2回以上実施する。

- ・【36-1】企画力・プレゼン力等の向上を目指したキャリア別研修を企画し、年2回以上実施する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【37】医業収入の増加に向けて施設基準取得の検討等、状況変化に対応した取組を実施する。

- ・【37-1】医業収入の増収により安定的な経営を強化するため、新たな施設基準の取得や現在取得中の施設基準の上位取得及び増税に伴う診療報酬改定等への対応を検討するとともに、国立大学病院管理会計システム（HOMAS 2）等を活用して収支状況等の分析を行い、増収・経費縮減対策等を策定し、計画的に実施する。

【38】光先端医学教育研究センターにおける産学官の共同研究に係るマネジメント及びコーディネート機能を強化するとともに、新たな研究の提案や研究成果をパンフレット等で情報発信することで、外部研究資金の獲得に結びつけ、前中期目標期間から高い水準であった外部研究資金獲得額を維持する。

- ・【38-1】産学官連携活動の機能強化を図るために新たに設置する産学連携・知財活用推進センターの活動として、ホームページ等による情報発信を刷新し、併せて各種イベント、展示会に年5回以上参加し、研究成果を情報発信することにより企業等との共同研究を推進させて、外部研究資金を安定的に確保する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【39】管理的経費の分析結果に応じた効果的な予算配分を実施することで、一般管理経費率を平成27年度と比較し、6年間で0.1ポイント抑制する。

- ・【39-1】経費ごとの執行状況（教育経費、研究経費等）のモニタリング及び一般管理経費率のシミュレーションの結果を踏まえ、決算を見据えた予算配分を行う。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【40】資金の運用については、収入確保のための運用計画を策定し、リスクを踏まえ効果的に運用する。

施設の利用状況調査を毎年実施し、その結果について施設・環境マネジメント委員会に諮り、機能強化に向けた再配分を行うなど、教育研究スペースを有効活用するとともに、老朽化している職員宿舎について、民間資金を含む多様な財源を活用した再整備計画を平成 29 年度までに策定する。

- ・【40-1】 (1) 資金運用が可能な財源については、市場の動向を調査したうえで効果的な運用を行う。
- (2) スペースマネジメントのPDCAサイクルとして、施設総合パトロールを継続的に実施することで施設の実態把握と有効活用を図り、改修検討ワーキング・グループや改修検討会などの教職協働検討体制による施設マネジメントを推進する。
- (3) 施設整備費補助金事業である基礎臨床研究棟改修Ⅲ期事業に基づいて、本学独自基準によるスペース再編計画により、民間等との共同研究等の支援を行う。
- (4) 民間資金を活用し、職員宿舎再整備計画や学内敷地の有効利用に向けて計画を実施する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に係る目標を達成するための措置

【41】教育研究の質の維持・向上のため、第 1 期より継続している、教員評価及び研究活動の評価を毎年行うとともに、評価内容の見直しと改善を行う。また、大学機関別認証評価、病院機能評価、国際基準に基づく医学教育認証評価の結果を運営に反映させることにより、大学の質の維持・向上を行う。

- ・【41-1】教員の研究活動登録システムを運用し、客観的なデータに基づく教員評価等の実施に向けた体制整備を行う。
- また、前年度より実施してきた自己点検評価に基づいて、病院機能評価及び国際基準に基づく医学教育分野別評価を受審する。

【42】第 2 期までの評価の PDCA サイクルを維持するとともに、新たに評価専門の組織を設置し、モニタリング体制を強化する。

- ・【42-1】学生に加えて教員からも系統的なフィードバックを得て、カリキュラム評価を行う。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【43】 専門用語に解説を加えたり、専門用語を使用せずに情報発信することにより、社会に理解、応援してもらえる広報を行う。また、読者が個別に関心を持てるよう、受験生、企業、地域等のターゲット別の情報発信を行う。
その手段の一つとして、大学ポर्टレートを活用する。

- ・【43-1】 大学から発信したい情報を集約し、効率的な広報活動を実施するとともに、財務情報に教育、研究、診療等の非財務情報を加えた統合報告書を作成することで学内外のステークホルダーに対し情報発信を行い、見える化を促進する。
また、ホームページからの国内外への情報発信を強化するため、写真や動画コンテンツの作成や収集を奨励するとともに、英語サイトの充実を図る。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【44】 第2期に引き続き、キャンパスの教育研究環境の向上を目指し、「キャンパスマスタープラン」による「施設整備需要の把握・年次計画」の見直しを行い、緊急性・安全性を考慮し計画的に機能改修を実施する。

- ・【44-1】 (1) 施設整備需要を把握し、全体整備計画の見直しと優先順位を決めて、中長期キャンパスマネジメント計画を見直す。
(2) キャンパスマスタープランのキャンパス再生整備プランや機能別施設プラン及び中長期キャンパスマネジメント計画の個別施設計画に基づき、佐鳴台団地（幹部用宿舎）の売却などの多様な財源や外来患者用駐車場管理・運營業務（PPP事業）による収入を活用して計画的に施設整備事業を実施する。
(3) 省エネルギー対策等により得られた財源を更なる省エネルギー対策に投資する継続的な好循環の取組として、省エネルギー法に基づく中長期計画書の省エネルギー対策を計画的に実施する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【45】 大規模災害、個人情報漏えい等を含む危機管理マニュアルを検証する。なお、事業継続計画については平成30年度までに見直しを行う。また、職員、学生の危機管理に対する意識の向上を図るため毎年研修会を開催するとともに防災訓練等を年2回以上行う。

- ・【45-1】 職員、学生の危機管理に対する意識向上を図るため、研修会を開催するとともにBCP（事業継続計画）に沿った防災訓練等を年2回実施する。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

【46】 これまで行ってきた監査実施計画に基づき、本法人の活動全般にわたる合法性、合理性の監査を継続し、本法人の適正な管理運営を維持する。

- ・ 【46-1】 法令の遵守について学内規則等に準拠し適正な業務が行われているか合法性・合理性の観点から、法人文書及び保有個人情報の管理状況、情報セキュリティ、契約及び購入物品等の管理に係る会計処理の合規性について監査を実施する。

【47】 第2期に明確化した研究管理体制の下、研究費の不正使用、研究活動における不正行為防止のため監査、指導の徹底を図り、研究の公正性を維持する。また、研究倫理の向上を図るため全ての研究者に研究者行動規範教育プログラムを受講させる。

- ・ 【47-1】 (1) 不正使用及び不正行為防止に係る倫理教育を継続するとともに、現行のプログラムに則り倫理教育を推進する。
(2) 研究費の不正使用に関する監査として、競争的資金等の執行状況について「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく監査を実施する。
また、会計検査院決算検査報告掲記事項と同種の事項について状況を調査し、適正な予算執行のための周知徹底を図る。

【48】 情報資産を安全に活用し、教職員に情報並びに情報機器の適切な取扱いを周知するため、第2期に改訂した情報システムセキュリティポリシー実施手順書に基づき、ガイドブックを平成28年度に改訂し、全職員に配布する。さらに情報セキュリティセミナーを年一回全職員を対象に開催し、大学ネットワークに接続する教職員については、全て受講させる。

新入学生に対し入学時ガイダンスに情報リテラシーの時間を設け、適切な情報管理や情報発信を徹底する。臨床実習前の医学科4年生と看護学科2年生に対して、実例に基づいた個人情報保護法の説明と医療機関における個人情報の取扱いについて周知する。

- ・ 【48-1】 大学ネットワークに接続する教職員全員に情報セキュリティセミナーを受講させ、参加できない教職員にはe-learningによる受講の機会を引き続き確保するとともに、情報セキュリティに関する外部監査を実施する。
また、新入学生及び在学学生に対し、個人情報の取扱いについての周知を継続する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

1,427,689千円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 重要な財産を譲渡する計画

佐鳴台宿舎（一）、（二）の土地及び建物の全部（静岡県浜松市中区佐鳴台四丁目128番1外、土地：1,073.19㎡、建物：306.81㎡）を譲渡する。

2 重要な財産を担保に供する計画

医学部附属病院における施設・設備の整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学の敷地及び建物について担保に供する。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育・研究及び診療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
・ライフライン再生	総額 3,489	施設整備費補助金 (2,177)
・基幹・環境整備		長期借入金 (1,291)
・小規模改修		(独) 大学改革支援・学位授与機構施設
・設備		費交付金 (21)

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

- ①年俸制及びクロスアポイントメント制度等の人事給与制度の弾力化を推進する。
- ②保育所の機能を拡充し、男女共同参画の充実を図る。

(参考1) 平成31年度の常勤職員数 858人(役員を除く。)

また、任期付職員数の見込みを450人とする。(外数)

(参考2) 平成31年度の人件費総額見込み 11,605百万円(退職手当は除く。)

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成31年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	6,059
施設整備費補助金	2,178
補助金等収入	32
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	21
自己収入	23,425
授業料、入学金及び検定料収入	677
附属病院収入	22,234
雑収入	514
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	2,149
引当金取崩	137
長期借入金収入	1,291
目的積立金取崩	518
計	35,810
支出	
業務費	28,731
教育研究経費	7,700
診療経費	21,031
施設整備費	3,490
補助金等	32
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	2,149
貸付金	22
長期借入金償還金	1,386
計	35,810

[人件費の見積り]

期間中総額11,605百万円を支出する。(退職手当は除く。)

『「運営費交付金」のうち、当年度当初予算額4,343百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額70百万円』

『「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち、当年度予算額1,542百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額606百万円』

2. 収支計画

平成31年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	30,882
經常費用	30,872
業務費	27,542
教育研究経費	1,579
診療経費	12,680
受託研究費等	756
役員人件費	80
教員人件費	3,604
職員人件費	8,843
一般管理費	383
財務費用	148
雑損	0
減価償却費	2,799
臨時損失	10
収入の部	31,215
經常収益	31,215
運営費交付金収益	5,912
授業料収益	590
入学金収益	66
検定料収益	21
附属病院収益	22,234
受託研究等収益	802
補助金等収益	32
寄附金収益	594
施設費収益	0
財務収益	0
雑益	623
資産見返負債戻入	341
臨時利益	0
純利益	333
目的積立金取崩益	0
総利益	333

3. 資金計画

平成31年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	38,697
業務活動による支出	28,461
投資活動による支出	5,146
財務活動による支出	2,042
翌年度への繰越金	3,048
資金収入	38,697
業務活動による収入	31,595
運営費交付金による収入	5,989
授業料、入学金及び検定料による収入	677
附属病院収入	22,234
受託研究等収入	950
補助金等収入	32
寄附金収入	1,061
その他の収入	652
投資活動による収入	2,201
施設費による収入	2,199
その他の収入	2
財務活動による収入	1,291
前年度よりの繰越金	3,610

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

<p>医学部</p>	<p>医学科 715人 （うち医師養成に係る分野 715人） 看護学科 260人</p>
<p>医学系研究科</p>	<p>医学専攻 120人 （うち博士課程 120人） 光医工学共同専攻 3人 （うち博士課程 3人） 看護学専攻 32人 （うち修士課程 32人）</p>

大阪大学大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究所
 （参加校）